

Saitama Tobu Law Office

# 埼玉東部法律事務所

2017.1  
vol.40

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

## CONTENTS

- 弁護士近況／近況報告「川越にて」
- 書籍紹介－「法テラスの10年－司法アクセスの歴史と展望－」
- 死刑制度の廃止を目指して／事務所学習会
- 事務局紹介／法律相談のご案内



Photo : Shinichi Kawasaki

2017年が始まりました。

昨年は、世界に地殻変動的な事象がありました。イギリスのEU離脱決定と、アメリカ・トランプ大統領の誕生です。いずれも、国民投票という直接民主主義の結果であり、また、比較的僅差で国論を大きく分裂して、決まりました。

グローバリゼーションを発生させた2つの大国において、グローバリゼーションへの疲労ともいべき現象が生まれており、保護主義的な政策にシフトしようとしています。

両国においてキャスティングボートとなったのは、経済グローバル化の利益とは無縁の、むしろしわ寄せを受けてきた、生活の先細りに直面してきた層でした。経済グローバル化の先頭を走ってきたアメリカとイギリスにおいて、グローバリズムの進展に対して“NO”的意思表示が示されました。

当事務所の地域一帯においても、労働意欲がありながら、技量を持ちながら、産業の空洞化のために、限りない競争のために、仕事を失いあるいは低賃金で辛うじて繋いでいる多くの方々がおります。効果的な打開策が直ちにあるわけではありませんが、リーガルサービスの側面から、今年も地域のみなさまのサポートに全力を傾けていく所存です。

運営委員長 弁護士 池永知樹

弁護士 佐々木新一

弁護士 山越 悟

弁護士 池永 知樹

弁護士 川崎 慎一

弁護士 田中 浩介

弁護士 斎藤 耕平

弁護士 小木 出

弁護士 北川 浩司

弁護士 野口 千晶

弁護士 根本 明子

事務局一同

今年もよろしく  
お願いします。



弁護士 佐々木 新一

Sasaki Shinichi

夏の終わりに初めて黒四ダムを眺め、秋に3度目の嬉野温泉にいきました。自由法曹団や弁連の会議のついでに（どっちがついでかなー）、いろいろ足を伸ばしてきましたのでおかげで全国を回りました。それなりに楽しい思いをしています。安保法制に怒り、アメリカ大統領選に驚き、「あきない」時間も過ごしてもいます。70歳を迎え、2月に母を見送り、5月にチョットした入院をし、7月に二人目の孫を迎えるました。ことさらには「来し方行く末」を考える機会もありました。でもそれほどには考えませんでした。間違いなく残る期間は限られてしまましたが、やれるだけのことはやっていこうと思っています。いつも同じトーンですが今年もよろしくお願いします。

牛 歩



弁護士 山越 悟

Yamakoshi Satoru

平和問題と平等問題は相変わらずテーマです。人間や国家が自由を求めるとき、この二つの問題に必ずぶつかります。

市場制度は、歴史的に見て、利己=利他を各人の判断（自由）によって結びつける優れた制度だと思います。自分の利益を充たすには他人の為になる必要がある。しかし、利己=利他のシステムを支えるには、利己のみに専念する詐欺・脅迫・不公正を許さない、つまり等価性を確保する国家権力が必要です。また、利他=利己を満たせない人々を救済するためや、制度の安定を保つためにも国家権力が必要です。

市場のグローバル化も望ましいことですが、公正な権力が不在だと国際市場で自由（利己）が暴走する危険があります。最も悪魔的民族こそ国家（制限）を求めると言ったのはカントですが、「永遠平和のために」でこの言葉を読んだときは驚き、希望も持ちました。現代は、核兵器がある等問題状況は変化していますが。

皆、知恵を絞っている。及ばずながら私もの気持ちです。牛歩ですが。

歴史の  
転換点のなかで



弁護士 池永 知樹

Ikenaga Tomoki

表紙の「運営委員長あいさつ」からの続きです。

高度経済成長が終焉した後、今日までの約30年間、人々はグローバリゼーションを経験してきました。これを先導してきたのがアメリカとイギリスでした。しかし、昨年の両国での国民投票、大統領選挙は、グローバリゼーションを発生させたこの2つの大国において、その疲労ともいうべき現象を確認させました。また、いずれの先進国も混迷を深めています。

現在が歴史の転換点にあるのであれば、困難ではあっても一定の予測を立てねばなりません。しかし、昨年の両国の経験からは、およそ世界は予測不可能な時代に突入しているように思えます。

ひとまず歴史人口学・家族人類学の視点から予測を立てるフランスのエマニュエル・トッドの著書にあたったところ、政治と経済の混迷に対して、人口学や人類学の応用が有効であることが確認できました。暗闇に一つ灯りが点くようでした。さらに周辺領域にチャレンジし、次の灯りを点け、何らかの形で還元していくことを本年の目標とします。

**大人になるのは  
何歳から？**



弁護士 川崎 慎一

Kawasaki Shinichi

公職選挙法の改正により、昨夏の参議院選から選挙権年齢が20歳から18歳になりました。他方、民法は20歳未満を未成年としており、少年法は20歳未満は原則として刑事処罰の対象としないとしています。未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法は20歳未満の喫煙、飲酒を禁じています。競馬法は民法にあわせて、未成年者の馬券の購入を禁止しています。アメリカでは、もともと21歳が選挙権年齢、民法上の成年年齢でしたが、ベトナム戦争当時、徴兵年齢が18歳であったことから、徴兵される者には政治に意見を述べる権利を認めるべきという考え方により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたそうです。成年年齢は州によってまちまちですが、選挙権年齢にあわせて18歳になっているところが多いようです。個人的には、法律ごとにその趣旨にあわせて適切な年齢制限を定めればよく、無理に一致させる必要はないと考えていますが、みなさんはどうでしょうか。

**裁判は短く  
平和は永く**



弁護士 田中 浩介

Tanaka Kosuke

さまざまな要因で、長期化していた訴訟が5つありました（自称、十大（重大）ではなく「五大事件」）が、たまたま、5件とも昨年に終わりました。訴訟の決着自体は受け入れるほかないのですが、かなり時間を要したことはどうでしょうか。よい結果が得られるのであれば「時間がかかっても」と思えるかもしれません、結果は事前には分かりません。「5年はかかります」と言われたら裁判をやる決心がつかないですよね。裁判の長期化にはいろいろ考えさせられます。とにもかくにも、「早く（上手く）は大切ですので、それを追求して今年も頑張りたいと思います。

さて、（自称）五大事件は終わりましたが、いつもあわただしい状況は余り変わりません。普段から川縁散歩をしたいのですが、じっくり川に接するといえば、ごくたまにある旅行の時くらいです。昨年は広島の太田川でした。平和記念公園沿いを流れる川で、公園を歩けば川縁も歩くという感じです。平和記念公園（太田川）を訪れたのは、オバマ（前）大統領が訪れたすぐ後でしたが、その余韻？はなく、変わらぬ平和がありました。広島というか平和記念公園は、国際色豊かになっており、このような国境を越えた共感が、さらなる平和を基礎づけるのだろうと思いました。

**犬を飼う。**



弁護士 斎藤 耕平

Saito Kohei

いよいよ来たか、という感じで、小学校2年生の娘が「犬を飼いたい」と言い出しました。

ある意味で正常な、しかしリスクヘッジの片鱗をまったく感じないこの子どもの要望に対してどのように対応すべきかは、全国の親が直面している難問であります。

理由もなくダメだと言うと、何となく頭の固い前時代的な父親だと思われそうなので、現在の腹案のひとつは、まず企画書を出しなさい、と言ってみると。犬種と購入予算、食費やトイレ用品等ランニングコストの予測、ライフスケジュールの計画、デメリットに対する対応策などなど、犬を飼うことが家族にとってどれだけ有益な結果をもたらすかを説得的にプレゼンするよう要求する。

そもそも、室内犬なら留守中の冷暖房コストとか室内のトイレのにおいも気になる、何より面倒見る対象が今よりひとつ増えるのはどうしたものか、と話していると、娘から蔑みの目で見られていることに気がつきました。

## 日本最大の法廷



弁護士 小木 出

Ogi Izuru

東京地方裁判所103号法廷。  
日本最大規模の法廷である。

昨年3月18日、この法廷で、  
証人尋問を担当する機会を得た。  
首都圏建設アスベスト訴訟弁護  
団の職種別代表立証として、溶  
接工の代表者の証人尋問を行った。

事前に証人本人と何度も打ち  
合わせを繰り返し、その都度尋  
問事項を変更し、練り上げて  
いった。練り上げたはずの尋問  
事項が、弁護団会議で修正され、  
それをフィードバックしていく。  
尋問当日の朝、日弁連で最後の  
打ち合わせをし、法廷に向かった。

法廷に入ると、その莊厳な雰  
囲気に圧倒される。法廷内は、  
双方代理人がずらりと並び、傍  
聴席は、抽選となる。緊張感に  
包まれながら、大きな声で背筋  
を伸ばして尋問を開始した。緊  
張のためか、両腕が痺れる。

徐々にペースをつかみ、45  
分間の主尋問をなんとかやり遂  
げた。

これだけの大きな舞台で尋問  
をすることは、これまでの弁護  
士人生で、初めての経験であつた。  
準備の途中では投げ出したく  
なることもあったが、何とか他の  
弁護団員の協力も得て、や  
り遂げることができた。

この場を借りて、感謝したい。

## (追悼)

### 恩師・藤田祐幸の足跡



弁護士 北川 浩司

Kitagawa Koji

K大法学部の1年生だった私  
が、「環境論」の授業で恩師に  
出会ったのは20年前。シラバス  
にあった「原発問題」には特に  
興味もなかったのに、講義を聴  
いてたちまち、いかに原発が不  
経済・不合理な存在で、偏った  
安全神話が流布しているか、眼  
を開かされました。

市民向けの著書『脱原発のエ  
ネルギー計画』(高文研、1996)  
は、津波が原発を襲えば非常用  
発電機の冠水で電源喪失から炉  
心溶融がありうる、と後年の福  
島の事故を的確に予言。否、本  
当は十分知られた知見だったの  
に、タブーを破って世の中に発  
信する人がいなかったのです。

物理学者ですが、科学者の良  
心から、実験も論文も放棄して  
反原発運動に打ち込み、退職ま  
で助教授のままでした。そんな  
反骨の生き方もあると教わりま  
した。一貫して現場主義、弱  
者・少数者側の立場でした。

私は長らく藤田ゼミ生を続け、  
司法試験に行き詰まり悩んだ時  
期も、研究室に出入りしては大  
学の隅で小さな畑を作ったり市  
民運動に関わったりしていました。  
弁護士になった今、少しでも  
恩師の精神を継げているかと  
自問します。

(ふじた・ゆうこう、2016年  
7月18日逝去。享年73)

## 初心…



弁護士 野口 千晶

Noguchi Chiaki

久しぶりに、クローゼットの  
片付けをしました。

大学生の頃、就職活動をして  
いた時のスーツまで出てきて  
びっくりしましたが、ドキドキ  
しながら面接をしたり、初め  
てあった方とグループディスカッ  
ションをさせられたことなどを  
懐かしく思い出しました。

社会を知らなかっただ頃の無鉄  
砲さを思い出すと、赤面するこ  
ともあり、あの頃の上司は、本  
当に大変だっただろうと、今さ  
らながら、謝罪したい気持ちで  
一杯です。

いくつかの職を経て現在があ  
りますが、いずれの職に就く際  
も、何らかの意志を持って始め  
ていたように思います。「初心  
忘るべからず」という気持ちを  
昔の洋服を見て、しみじみ感じ  
るようになったというのは、そ  
れだけの年月を重ねた証拠なの  
だろうかと、それはそれで、哀  
しく感じる今日この頃です。

ささやかな  
来年の抱負



弁護士 **根本 明子**

Nemoto Akiko

昨年は、夏の終わりから体調不良が続きました。ご迷惑をおかけしたお客様には、申し訳なく思っております。

どうしてこのようなことになったかと思いを巡らせると、はたと、厄年（前後含みます。こう言えば、私の年齢が推知されないでしょうか。）であるにもかかわらず、厄払いにいかなかつたからではないか、と思うに至りました。

振り返ると、昨年は、年明け早々に電車内で転倒して脛を強打したり、現地調査の際に買ったばかりの眼鏡のレンズが外れたり、定期券をなくしたり…と、（小さな）災難続きでした。

今年はきちんと厄払いにいこうと思います。

…と、自分の生活習慣を顧みず、全て「厄年のせい」で物事を片づけているようでは、眞の解決にはならないような気もありますが、「信じる者は救われる」という言葉もありますし、「厄払いしたから悪いことは起きない！」と信じ、今年一年は良い年にしていこうと思います。

# 近況報告

川越にて



弁護士 **富田 亮**

Tomita Ryo

昨年の6月末をもちまして埼玉東部法律事務所を退所し、7月からは、私の地元でもある川越の赤松岳法律事務所で弁護士業務に従事しております。

越谷市の人口が約34万人であるのに対し、川越市の人口も約35万人ですので、市の規模としてはほとんど同じです。

川越に移ってすぐの頃は、法律相談もそれほど多くなかったのですが、半年ほどが経ち、法律相談の件数も多くなってきました。ご相談の内容も、離婚問題、労働問題、不動産問題、交通事故など、越谷の頃とそれほど大きく変わっていないと感じています。川越の裁判所に行く回数も徐々に増え、少しずつ川越の弁護士という実感が湧いてきたところです。

一方、越谷に行く回数はめっきりと減ってしまいました。時々、用があって越谷に行くこともあるのですが、もう、すっかり懐かしさを感じてしまいます。ですが、越谷が私の弁護士業務の出発点ですので、初心を忘れることなく、地元川越で業務に励んでいきたいと思います。



## 「法テラスの10年－司法アクセスの歴史と展望－」

2016年9月、特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会編「法テラスの10年－司法アクセスの歴史と展望－」（弁護士会館ブックセンター出版部LABO）が出版されました。書店のほか、Amazonなどのネット書店でも購入できます。

同書は、法テラス発足10周年を節目に発刊されたものであり、法テラスに対する建設的批判も含めて、わが国のさらなる司法アクセスの拡充を目指して作成された共著です。私は「第1章 司法アクセスの歴史と現況」を執筆しています。

12世紀イギリスにおける商業と都市の発展および交易自由の拡大と連動して、13世紀ころ、世界にはじめて職業的弁護士層が発生しました。歴史的には、弁護士の主たる依頼者は商人や経営者であり、これらの依頼者から糧を得て弁護士も力を付け、職業的弁護士層を形成していくことが可能になりました。反面、弁護士を依頼する資力のない人々に対しては、弁護士の手は届かず、届いたとしてもボランティアによって対応してきた長い歴史がありました。

公的インフラ整備によって上記問題の解決に取り組み始めたのが、第二次大戦後であり、各国は、1984年世界人権宣言10条を体現した「正義への平等のアクセス（equal access to justice）」の理念を、単なる理念ではなく現実のものとすべく、様々なインフラ整備を進めてきました。もっとも、約800年の職業的弁護士史からすれば、公的インフラ整備の歴史は浅く、未だ発展途上の段階にあります。真に「正義への『平等』のアクセスを達成できた国は、世界に存在しません。

しかし各国は今日、世界的な景気後退と緊縮財政下で、インフラ整備の試練に直面し、削減圧力にさらされるようになりました。並行して、困難を克服するためのイノベーションにも取り組まれるようになりました。様々な劇薬も試みられています。

「第1章 司法アクセスの歴史と現況」は、上記世界潮流を約50頁に凝縮したものであり、不透明・不確実な未来を前に、到達点と現状の整理を試みたものです。

10年後…あるいは時機をみて、あらためて同テーマで批判的検討を行いたいと考えております。

弁護士 池永知樹

## 死刑制度の廃止を目指して



2016年10月7日、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」とします。）は、福井市において、第59回人権擁護大会を開催し、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択しました。

同宣言の中で、国に対し、国連犯罪防止刑事司法会議が日本で開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること、死刑を廃止するに際して死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討することを求めました。また、日弁連は、その実現のために全力を尽くすことを宣言しました。

死刑存廃論議については、世論調査の結果においては、死刑賛成派が多数を占める状況であり、日弁連の会員内でも賛否が分かれることろです。

しかしながら、死刑制度は、人の生命を国家が奪う刑罰であり、その死刑囚がえん罪であった場合には、取り返しのつかない殺人が行われたこととなり、許されるべきではありません。

埼玉弁護士会においても、2016年9月6日、上記人権擁護大会のプレシンポジウムとして、映画「ふたりの死刑囚」上映会及び鎌田監督講演会を開催しました。この映画の中では、「袴田事件」と「名張毒ぶどう酒事件」の「ふたりの死刑囚」を、対比しながら丁寧に描いていました。ふたつの事件に共通するのは、現在でも刑事裁判においては、えん罪の危険があるということです。えん罪の危険がなくならない以上、死刑制度は存置すべきではありません。

仮に、えん罪でない場合であっても、どんな事件を起こした人でも変わりうることを信じ、更生のための努力を放棄すべきでないことは、言うまでもありません。

また、被害者保護の観点から、死刑制度を存置すべきとの意見もありますが、被害者保護は、国による補償制度の拡充によってなるべきであり、被害者保護と死刑廃止は、両立しうるものです。加害者を死刑にしたことをもって被害者を納得させることは、より良い社会を創ることを国が放棄することに他なりません。このような、国の怠慢を放置すべきではないのです。

このような理由から、2020年までに日本において死刑が廃止されるよう努力し続けるべきと考えます。

弁護士 小木出

去る2016（平成28）年11月16日、越谷市中央市民会館において、当事務所は、「『九条俳句』裁判と大人が学び続けるということ～誰のどんな権利が侵害されたのか～」というテーマで、事務所学習会を開催しました。

平日の夜にもかかわらず、50名近くもの市民の方にお集まりいただきました。



「九条俳句事件」とは、さいたま市大宮区の三橋公民館において、句会サークルが選んだ句を、毎月「公民館たより」に掲載していたところ、2014（平成26）年6月の句会で選ばれた

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句を、毎月のように公民館に提出したところ、突然として、公民館が、「公平中立の立場であるべきとの観点から好ましくない」などという理由で、これを掲載拒否した、という事件です。

さいたま市を被告として、句の掲載と謝罪の慰謝料を求める訴訟が、さいたま地方裁判所に係属中です。

学習会では、冒頭に、裁判の弁護団長である、当事務所の佐々木新一弁護士から、裁判の概要について、

報告しました。表現の自由の侵害を訴えるとともに、大人の学ぶ権利とは何かを問う訴訟となっていることを報告しました。

次いで、句の作者であり、訴訟を起こした原告ご本人に、皆さん前でお話しいただきました。不掲載を了解するよう求める公民館の対応に全く納得しなかつたこと、句会の代表や先生も同じ考えだったこと、訴訟提起は躊躇われたがご家族の後押しもあって提訴を決意したことなどを、語っていただきました。その凜とした姿勢は心を打つものでした。

次に、埼玉大学の安藤聰彦教授（社会教育学）に、「権利に気づくとはどういうことか？」との副題で、同訴訟を題材に、「社会の同調圧力」「忖度文化」に負けず、違和感を他者と共有することの重要性などお話をいただきました。安藤教授は、最近多用される「大丈夫」という言葉は、「問題がない」ことの相互承認を求めるもので、現代日本社会は、権利が充足されない状況を無意識に「大丈夫」と表現している場合があるのではないか、九条俳句裁判は自らが置かれた状況を「大丈夫」とせず踏みにじられた権利を回復する営みとして意義を有すると指摘しました。

ご出席いただいた方からは、

「とてもさわやかで素直で良い句なのに、掲載拒否は理不尽だ。友人知人にも知らせたい」

「九条俳句は、表現の自由の側面しか見ていなかった。人が生涯学び続ける権利をかけて争う問題と気づいた」

「一方的に話を聞くだけでなく、私自身も自問自答して考えることができた学習会だった」

などのご感想を、多数お寄せいただきました。

